

議会基本条例各条文比較 整理シート 第3章 議会運営(議会運営の原則)

<p>A</p> <p>案</p>	<p>議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。</p> <p>4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p>
<p>B</p> <p>案</p>	<p>議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。</p> <p>4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p> <p>5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p>